

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	野洲市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/soumu/mynumber/1450766358797.html

執行機関名 野洲市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度心身障害老人等に対する福祉助成費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 重度心身障害老人等に対する福祉助成費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日 法律第二百二十九号)第1条	野洲市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(平成16年野洲市告示第87号)第1条、第2条第1項第2号
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	(趣旨) 第1条 この告示は、重度の心身障害の状態にある老人等が医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、市長がこれらの者に対して福祉施策として福祉助成費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。 (助成対象者) 第2条 福祉助成費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第50条に定める者のうち、次のいずれかに該当する者(以下「重度心身障害老人」という。) ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。)別表第5号に定める障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知的障害の程度が重度と判定された者 (2) 法第50条に定める者のうち、野洲市福祉医療費助成条例(平成16年野洲市条例第105号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する母子家庭の母等又は同条第5号に規定する父子家庭の父等に該当するもの
⑦独自利用事務の関連規範		野洲市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(平成16年野洲市告示第87号)